

当座勘定規定

改正後	改正前
<p>1.～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払等) (1)～(2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>8.～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2)～(3) (省略)</p> <p>18.～32. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和7年4月1日現在)</p>	<p>1.～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払(追加)) (1)～(2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手(追加)を使用してください。 <u>(追加)</u></p> <p>8.～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、(追加)または諸届書類に使用された印影(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、(追加)、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2)～(3) (省略)</p> <p>18.～32. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年11月14日現在)</p>